

発行：株式会社日本病院共済会

年4回発行

発行人：堺 常雄

〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15

ホスピタルプラザビル 1F

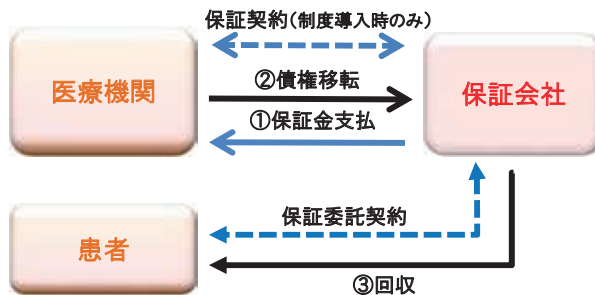
TEL 03-3264-9888

医業未収金のリスク対策として、保証制度・保険制度のご案内

日本病院共済会では、会員病院の皆様が安定した経営を行えるよう、各種金融機関と連携し、以下の制度をご用意させていただきました。金融機関のキャパシティとの関係で一律にご案内できませんが、未収金対策をご検討中の会員病院はぜひ弊社までお問い合わせください。

①「患者様の保証人依頼の不安を解消」、並びに「未収金の発生を事前に抑制」する手段として

入院保証（患者向け）のご案内



①保証金支払・・・万一、入院患者未収発生から60日を超えた未収金について保証金をお支払します。

②債権移転・・・保証委託契約に基づき、債権が移転します。

③回収・・・保証会社は、保証委託契約に基づき、患者に対して回収業務を行います。

※原則200床(精神病床を除く)以上の病院を対象とさせていただきます。

メリット1 患者の不安を解消

両親や親族、友人・知人に迷惑をかけたくない・保証人を頼みにくいという悩みに対し、簡単な手続きと告知で解消が可能です。

メリット2 医療機関の費用負担なし

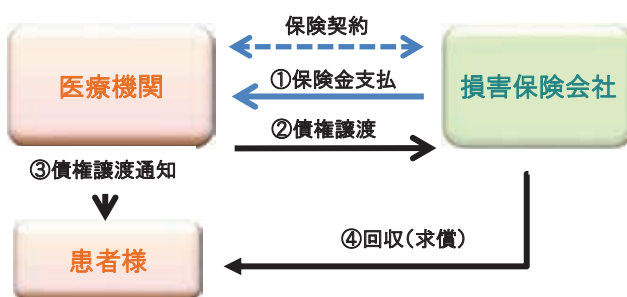
保証契約は患者と締結し、患者より保証料をいただくため、医療機関の費用負担はありません。

メリット3 未収金減少

保証委託契約を結んだ患者から発生した未収金は保証会社が医療機関へお支払するため、確実な回収が可能です。

②「未収金管理コスト、業務負担の軽減」、並びに「未収金減少化と利益安定化」の手段として

取引信用保険（医療機関向け）のご案内



①保険金支払・・・未収発生から90日を超えた未収金90%を保険金としてお支払します。

②債権譲渡・・・支払保険金を限度に医療機関から引受保険会社に債権を譲渡していただきます。

③債権譲渡通知・・・債権譲渡がなされた趣旨を、医療機関から患者に対して書面で通知いたします。

④回収(求償)・・・引受保険会社は、譲渡債権に基づき、患者に対して回収業務を行います。

※原則200床以上の病院を対象とさせていただきます。

※保険料は売上高と未収金の実績から算出され、保険金の対象となる未収金に一定の保険会社コストを付加したものとします。管理コスト面、業務負担面、会計効果等の効果を勘案し、ご検討ください。

メリット1 未収金の平準化

保険会社から確実に未収金に対する保険金を受領することで、未収金の平準化※が図られます。

※概ね保険会社は5年間で適正保険料水準へ調整するため、平準化に寄与するものです。

メリット2 未収金管理業務負担の軽減

保険金支払い後の回収業務は、引受保険会社が行います。そのため、長期間になりがちな未収金回収・管理等の事務負担を一部軽減することが可能です。

メリット3 未収金減少と対外信用力の向上

受取保険金によりバランスシート上の未収金を減少させることが可能であり、対外信用力の向上に寄与します。

※最終的な会計処理は医療機関各々の判断となります。

また、上記を両方導入いただくことによる効果も期待できると考えております。まず「入院保証」により発生する未収金を未然に抑制し、さらに「取引信用保険」により発生した未収金の一部を保険金として回収することで、医業未収金問題に対する総合的な対策となると考えております。

お問い合わせ・資料請求は、下記までご連絡ください。

【連絡先】株式会社日本病院共済会 担当：岡本、関根

電話：03-3264-9888 FAX：03-3222-0016